

2022年5月

地震保険における保険料の割引確認資料についてのお知らせ

長期優良住宅の普及の促進に関する法律および住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正（2022年2月20日に施行）により、長期優良住宅の認定にかかる手続きが一部変更されました。

これに伴い、新たに「長期使用構造等である旨の確認書」が交付されるようになりましたが、この確認書は、地震保険における保険料の割引確認資料として取り扱うことが可能な場合がありますので、その取扱いを希望される方は、地震保険のご契約（継続時を含みます。）の際などに、取扱代理店にご相談ください。

詳細は下記のとおりです。

なお、地震保険における保険料の割引制度については、日本損害保険協会のホームページをご参照ください。

（日本損害保険協会ホームページ）

<https://soudanguide.sonpo.or.jp/home/q063.html>

記

- ・「長期使用構造等である旨の確認書」において、対象建物が住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物であることまたは所定の耐震等級を有していることが確認できる場合、免震建築物割引または耐震等級割引が適用されます。（重複適用はできません。）
- ・「長期使用構造等である旨の確認書」において、対象建物が免震建築物であることまたは耐震等級を確認できない場合は、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。

以上